

7-5 自動運転に関連する法律～各論

④民事責任

民事責任に関する法律

自動車の交通事故に関する民事責任に関する法律としては、①民法、②自動車損害賠償保障法、③製造物責任法があります。

過失責任主義の修正

7-4 で説明したように、自動車の交通事故に関する法的責任に関する法律について、現行法上、刑事責任と民事責任とで大きく異なっているのは、刑事責任では過失責任主義を貫徹しているのに対し、民事責任では自動車損害賠償保障法及び製造物責任法において過失責任主義を修正しているという点です。

民法

民事責任に関する一般法である民法では過失主義が採られており、被害者が損害賠償請求をするには、被害者が加害者の過失を立証する必要があり、請求のハードルが高くなります。

自動車損害賠償保障法

交通事故によって生じた経済的損害において、最も大きな問題となるのは、他人に生じた、死亡や傷害といった人的損害の問題です。

この他人に生じた人的損害について適用されるのが自動車損害賠償保障法です。

自動車損害賠償保障法第3条では、被害者保護のため、過失責任主義を修正し、実質的な無過失責任主義を採っており、被害者が損害賠償請求をするハードルは低くなっています。ただ、自動車損害賠償保障法が適用されるのは、他人に生じた、人的損害についてであり、物的損害については、自動車損害賠償保障法は適用されず、民事責任に関する一般法である民法が適用されます。

自動車損害賠償保障法については、国土交通省の有識者会議の報告書において、レベル3及び4の自動運転車の交通事故にも適用されるという方針が示されています。

製造物責任法

自動車の欠陥によって事故が発生した場合、製造物責任法が適用されます。

製造物責任法第 3 条では、被害者保護のため、過失責任主義を修正し、損害賠償責任の要件として、主観的な「過失」を要件とせず、客観的な「欠陥」を要件としており、被害者が損害賠償請求をするハードルは比較的低くなっています。

ただ、被害者にとって、「過失」ほどではないとはいえ、「欠陥」の存在を立証することはなかなかハードルが高いといえます。